

## 自動販売機設置及び運営業務委託仕様書 (再募集)

### 1 目的

本仕様書は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が管理運営する見込みである緑が丘スポーツ公園体育館並びにスポーツ会館（以下「当施設」という。）における自動販売機設置及び運営業務委託（以下「本業務」という）について、必要な事項を定める。

### 2 契約件名

自動販売機設置及び運営業務委託

### 3 設置場所

別紙2のとおり

### 4 契約期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 機器の条件

- (1) 設置場所は、公共施設等であるとともに、スポーツやレクリエーションを楽しむ多くの県内外の方が訪れる場所であることに鑑み、以下の各基準を満たし、景観に配慮し、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。（清涼飲料水の自動販売機に限る。）
- (ア) ノンフロン対応の機器であること。
  - (イ) エコ・ベンダーであること。
  - (ウ) 学習省エネ機能によるゾーンクーリング機能を有していること。
  - (エ) ヒートポンプ機能を有していること。
  - (オ) 真空断熱材が採用されていること。
  - (カ) 照明の自動点滅、減光機能を有していること。
- (2) 千円紙幣が使用できること。
- (3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと（音声ガイド可）。
- (4) 自動販売機に過大な広告は行わないこと。
- (5) コラム毎の販売本数が直ちに確認できること。
- (6) 別紙2で指定した押しボタン数及び特記事項を遵守した自動販売機であること。
- (7) その他、以下の機能を搭載した自動販売機が望ましい
- (ア) 電子マネーが使用できること。
  - (イ) ユニバーサルデザイン採用の自動販売機であること。
  - (ウ) 太陽電池システムを搭載していること。

- (エ) 電光掲示盤を搭載し、利用者へ様々な情報を提供できること。
- (オ) その他先進的な機能をもつ自動販売機

## 6 安全対策

- (1) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準または（一社）日本自動販売システム機械工業会（以下、「自販機工業会」という。）作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し徹底を図ること。また、商品の賞味期限に十分注意すること。
- (3) 偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋外に設置する自動販売機については、アームロックを設置するなど犯罪防止に努めること。

## 7 販売条件

- (1) 販売する商品は、ビン類を除く清涼飲料水、牛乳を除く乳製品、アイスクリームとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）とし、キャンペーン等で値引きして販売する場合は、事前に本協会の承認を得ること。

## 8 販売実績の報告

毎月の売上状況（売上本数、売上金額）を四半期毎（4月～6月を7月10日までに、7月～9月を10月10日までに、10月～12月を1月10日までに、1月～3月を4月10日までに）に書面により報告すること。

## 9 手数料

- (1) 自動販売機設置手数料
  - (ア) 年間24,000円／1台を負担すること。
- (2) 売上手数料
  - (ア) 原則として、前年度の売上実績をもとに定められた売上手数料を支払うこと。
  - (イ) 令和3年度の売上手数料率は、別紙2に定めるとおりとする。
  - (ウ) 上記売上手数料は、前年度の売上実績により毎年度見直しを行う。
- (3) 手数料の納入
  - (ア) 自動販売機設置手数料は、毎年度、5月末日までに納入すること。
  - (イ) 売上手数料は、四半期毎（4月～6月を7月20日までに、7月～9月を10月20日までに、10月～12月を1月20日までに、1月～3月を4月20日までに）に納入すること。ただし、この日が土曜日、日

曜日もしくは祝日の場合は、その日の翌銀行営業日までに納入すること。

## 1.0 経費負担

- (1) 故障、事故によるトラブル、機械の修理、交換等の設置に係る経費については、設置者の負担とする。
- (2) 行政財産使用料及び電気料については、本協会の負担とする。

## 1.1 販売量の確認

販売量の確認は、半年に1度本協会と設置者立ち会いのもと、自動販売機に取り付けられたカウンターにより行うこと。

## 1.2 オペレーション

- (1) 設置者は、平日のみならず土日、祝日、年末年始についても売り切れやつり銭切れの状態がないよう取り組むこと。
- (2) 設置者は、大会開催時に売り切れやつり銭切れの状態がないよう当施設のホームページや予定表等を確認し補充計画を立てること。
- (3) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。

## 1.3 自動販売機の管理

- (1) 設置者は、自動販売機の問い合わせ及び苦情に対して設置者の責任において誠意をもって対応することとし、自動販売機に連絡先を明記するものとする。また、土日、祝日、年末年始についても対応可能な連絡先を本協会に報告すること。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本協会の指示に従うこと。

## 1.4 注意義務

自動販売機の点検に努め、万一故障又は損傷が生じた場合は、速やかに必要な処置をとること。なお、修理に要した費用は、本協会の責に帰すべきものを除きすべて設置者が負担すること。

## 1.5 契約の解除

- (1) 本協会は、設置者が次の各号のいずれかに該当したときは契約を解除し、本協会に生じた損害の賠償を設置者に請求することができる。
  - ① 業務委託契約又は本仕様書に違反したとき。
  - ② 手形又は小切手の不渡りの発生、若しくは銀行取引の停止処分を受けたとき。
  - ③ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理又は特別清算の申し出を

し、若しくはその申し立てを受けたとき。

- ④ 仮差押え、差押え又は競売の申立てを受けたとき。
- ⑤ 租税の滞納処分を受けたとき。
- ⑥ 解散の決議をしたとき。
- ⑦ 本業務の執行内容が著しく不適切であるとき。
- ⑧ 販売数量が著しく減少するとき。
- ⑨ 空き缶・ゴミ散乱防止への対策に取り組む姿勢がないとき。
- ⑩ 自己若しくは自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料を購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (2) 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、設置者は、本協会にその損失の補償を請求することができない。

## 16 特記事項

- (1) 契約期間中、施設等の工事・長期にわたる改修工事が行われる場合や、その他緊急を要する国・県からの要請により休館・利用制限等を行う場合がある。その期間中は販売できない若しくは売上げが著しく低下する場合があることを承知すること。

なお、その場合については、原則として設置手数料の返金や売上手数料の補填は行わない。

- (2) 契約の解除の定め又は有効期間満了により契約が終了した場合、設置者は自動販売機を直ちに撤去すること。

- (3) 当施設が甲府市に移譲となる場合があることを承知すること。

なお、その場合については本協会と設置者が協議をし、契約内容の変更を行うものとする。

- (3) 定めのない事項については、信義・誠実の原則に基づき、本協会及び設置者が協議の上、円満に解決するものとする。